

保険薬局システムご担当者様 各位

<平成22年4月法改正> 注意事項

1. レセプト電算ダウンロード

4月分のレセプト電算請求を行う前に、必ず“調剤Melphin ホームページより最新の「診療報酬情報提供サービス・レセプト電算医薬品マスタ」と「レセプト電算医薬品変換マスタ」をダウンロードして、「レセプト電算医薬品マスタ変換」と「レセプト電算医薬品変換マスタ出力」を実施して下さい。

2. 都道府県番号・点数表番号・医療機関コードの入力チェックについて

「保守モジュールご使用の手引」P22の内容につきまして、以下の都県では、チェック方法が違う為、現段階では入力チェックを行うことが出来ませんのでご注意下さい。

- ① 東京都
- ② 埼玉県
- ③ 神奈川県
- ④ 千葉県

※今後の対応につきましては、確定次第ご連絡申し上げます。

3. 後発医薬品 新規登録時の注意点

『後発品調剤率一覧（数量ベース）』では、薬品マザーマスタに存在せず、「単位数量」が未設定の医薬品情報が存在すると、正しい使用割合の数値になりません。

薬品を登録する時、薬品マザーマスタにない場合は、手動で必要項目を入力して頂きますが、後発医薬品を登録する際は「単位数量」も入力してください。

※なお、「単位数量」が「0」の時は、「1」として扱います。

4. 湯薬処方のある薬局様への注意点

今回のCDを実施すると「算定情報メンテナンス」の「湯薬薬剤料」が「全量」になっている場合は自動的に「1日分」に変更されます。

前回R1003のモジュール実施時に、「算定情報メンテナンス」にて「湯薬薬剤料」を「1日分」に変更していただきましたが、念のため今回のCDを実施する前に再度ご確認ください。

「全量」に設定されたまま、4月分の処方を入力されていた場合は、「保守モジュールご使用の手引」P8「**1. 3. 2. 1 湯薬薬剤料の再算定方法**」を実施していただく必要があります。

以上